

最 終 住 所 又 は 本 籍		氏 名	生 年 月 日	性 別												
最 終 住 所 本 籍																
登 録	年 月 日	経 由 領 事 官 の 名 称 等	(国 名 等)													
〔 抹 消 理 由 及 び そ の 年 月 日 〕	年 月 日	在 外 投 票 人 証 の 交 付	在 外 投 票 人 証 の 交 付 番 号													
			変 更 ・ 再 交 付 (経 由 し た 領 事 官 交 付 番 号)													
			年 月 日													
本 籍			変 更 ・ 再 交 付 (経 由 し た 領 事 官 交 付 番 号)													
備 考																
<table border="1"> <tr> <td>市</td> <td>(区)</td> <td>(町)</td> <td>(村)</td> </tr> <tr> <td>選</td> <td>挙</td> <td>管</td> <td>理</td> </tr> <tr> <td>委</td> <td>員</td> <td>会</td> <td>印</td> </tr> </table>					市	(区)	(町)	(村)	選	挙	管	理	委	員	会	印
市	(区)	(町)	(村)													
選	挙	管	理													
委	員	会	印													

備 考

- 1 「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。
- 2 「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。
- 3 「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第6項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を經由した領事官（規則第16条第2項の規定により交付した場合には、「帰国」とする。）を記載しなければならない。また、令第22条第3項又は規則第16条第2項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。
- 4 投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第3項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。
- 5 「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。
- 6 法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。
- 7 選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。